

### III. ドイツ

#### 1. ボランティア活動に関する考え方

##### (1) ボランティア活動の定義

ドイツでは、英語の volunteer や voluntary に対応する言葉として一般的に使われているのは、freiwillig (=自発的)あるいは ehrenamtlich (=無給・無償の<sup>i</sup>)という言葉である。ボランティア活動を表す最も広義な用語としては、Soziale Dienst (=社会サービス:social service)という言葉があるが、意味合いの違いによって、ボランティア活動を表す言葉も異なる。

ボランティア活動を所管する連邦家族・高齢者・女性・若者省 (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend; BMFSFJ; 以下、「連邦家族省」)では、ボランティア活動について Freiwilliges Engagement (=自発的な社会参加)、freie Wohlfahrtspflege (=無償の福祉ケア)、Zivildienst (=民間服役または兵役代替奉仕)の3つに大きく区分・定義している。

このうち、Freiwilliges Engagement は他の2つに比べて一般的なボランティア活動を表すものであるが、一般的なボランティア活動を表す用語としては、このほか、Bürgerschaftliches Engagement (=市民参加活動)や ehrenamtliches Arbeit (=無償の労働)といったものも存在する。前者の Bürgerschaftliches Engagement について、連邦家族省では Freiwilliges Engagement の範疇に含めて分類している。

freie<sup>ii</sup> Wohlfahrtspflege は、主に宗教を基盤とした大規模な公益福祉団体(非営利団体)等が医療・福祉等に関して提供するサービスを指す。ドイツでは古くから教会が中心となって慈善などのボランティア活動を行ってきた背景があり、今日においても教会等の宗教を基盤とした公益福祉団体が freie Wohlfahrtspflege のようなボランティア活動を行っている。なお、教会などを中心に提供される「慈善」に対応する言葉は Wohltat あるいは Wohltätigkeit などが使われ、これらも上述の広義のボランティア活動を表す Soziale Dienst の範疇に含まれる。

Zivildienst(直訳すると civil service = 民間服役。本稿では以下、「兵役代替奉仕」と呼ばれるボランティア活動は、兵役義務を拒否した若年男性(兵役義務は若年男性のみ)が、兵役の代わりに公共奉仕活動をする制度を指す。ドイツにおいては毎年、多数の若年男性が兵役代替奉仕制度を利用し、医療・福祉サービス等の現場で担い手となって活動している。

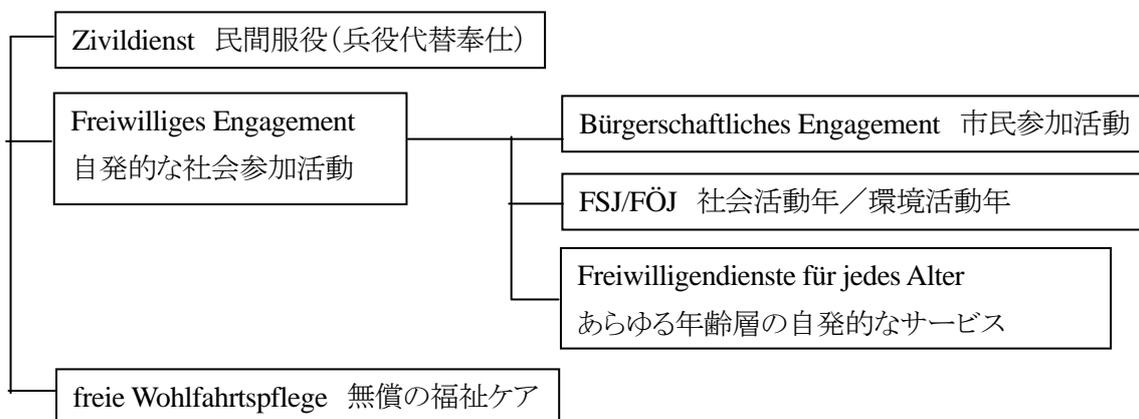
兵役代替奉仕はサービス事業者が賃金を払う必要がないという点で無償活動ではあるが、義務である兵役を拒否した代わりの活動であり、自主性に基づく活動ではないことから、ドイツ国内

<sup>i</sup> ehrenamtlich には「無給の」という意味のほか、「名誉職の」という意味もあり、公益団体の理事職は Ehrenamt と呼ばれる。もともとは裕福な階層の人に対して使われ、裁判官や貧民層を監督する人といった、名誉ある職位を指していた。今日ではとくに階層の差はなく、無償あるいは廉価でボランティアをする人を指す。

<sup>ii</sup> 「無料の・無償の」を意味する frei には「自主的な」の意味もある。

においてはボランティア活動者とはみなさない学者等もいる。しかし、連邦家族省では、兵役代替奉仕もボランティア活動の一つとして位置づけている。

図表 3-3-1 連邦家族省におけるボランティア活動の区分・位置づけ



(注) 同区分は連邦家族省ホームページ上の区分。

このほか、ボランティア活動の定義に関して、連邦議会が設置したワークショップ委員会“市民参加活動の未来”(Enquetekommission „Zukunft des Bürgerschaftlichen Engagements“2002)では、前述の Bürgerschaftliches Engagement (=市民参加活動) について以下のようなガイドラインを示している<sup>i</sup>。

市民参加活動(Bürgerschaftliches Engagement)は:

- ・ 自発的
- ・ 金銭的利益を求めない
- ・ 公衆の利益を志向する
- ・ 公的なもの、すなわち公的な場で行なわれるもの
- ・ 原則として共同のもの、すなわち協力して遂行するもの

であり、

市民参加活動は以下のものを生み出す:

- ・ ソーシャル・キャピタル
- ・ 民主的なコンピテンツ
- ・ インフォーマルな学習プロセス

<sup>i</sup> 連邦家族省 *Freiwilliges Engagement in Deutschland 1999-2004 (Kurzfassung)*より

## (2) ボランティア活動に対する考え方

### ①ボランティア活動の変遷

ドイツでは、19世紀の産業革命の頃に、経済が発展する一方で、社会の不平等が進展し貧困者層が増加した。かかる貧困者救済のための福祉活動は、最初に教会が担い、その後、裕福な市民層、貴族、労働者団体等が担うようになった。これらの担い手は、福祉施設を開設するとともに各種の福祉サービスを提供した。第一次大戦後は、貧困者層がさらに国全体で拡大したため、国が主導して貧困者救済に向けた福祉分野でサービス提供を担うこととなった。その際、国は従来活動していた福祉団体の経験のほか、サービス・施設等の既存の資源を活用した。

1933年から1945年にかけては、国家社会主義ドイツ労働者党(Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei、NSDAP、いわゆるナチス)が主権を握り、福祉団体は厳しく抑圧されていた。第二次大戦終戦後のドイツの東西分裂によって、従来の福祉団体は解散したり、再度設立されるなど再編された。再編された福祉団体は、難民、帰還捕虜、ホームレス等の当時の緊急の課題に取り組んでいたが、1949年のドイツ連邦共和国(旧西ドイツ)の建国とその後の経済復興に伴い、福祉団体は従来の幅広い福祉活動を再開できるようになった。

1954年以降、ディアコニー教会の教区牧師(後の福音教会の司教)の若年信者に対するボランティア活動の呼びかけを契機に、「ディアコニー(助祭)の年(Diakonia Dienst)」と呼ばれる長期のボランティア活動(施設中心)が始まった。ディアコニーの年は当初、18～36歳の働く女性が参加するものであったが、その後、若年層の男女にも広がった。

1960年代初頭、ドイツの経済復興がさらに進むと、多くの若者がボランティア活動に関わる意欲を持つようになり、古くからある福祉団体がそうしたボランティア活動者の受け皿となった。

近年では2001年の「国際ボランティア年」を機に、さらに市民参加活動が広がった。連邦議会が前述の委員会“市民参加活動の未来”を立ち上げたほか、ボランティア活動に関する多くの議論が重ねられ、様々なキャンペーンが繰り返された。この結果、委員会の提唱により、新たな組織(市民活動連邦ネットワーク;後述)がつくられたほか、古くからあった若年者によるボランティア活動(社会活動年、環境活動年;後述)に関する法制度が新しいものへと改変された。

### ②ボランティア活動についての基本的な考え方

以上のような歴史的変遷を経てきたドイツのボランティア活動であるが、ドイツにおけるボランティア活動に対する考え方は、「補完性の原理」(Subsidiaritätsprinzip= subsidiarity principle)が基本となっている。「補完性の原理」とは、社会の諸問題に対処する場合、民間がまず優先的に取り組み、民間の力で解決不可能な場合に公権力が介入するという原理である。ドイツの場合、特に、社会保障や医療福祉の分野において補完性の原理が適用されていることから、当該分野では民間の福祉団体・非公共セクターの活動が中心となっている。国や地方自治体は民間団体に公共事業を委託したり、補助金を出すといった形で活動を支援している。

## ②ボランティア活動の担い手についての考え方

前述のように、ドイツの医療福祉サービスの多くは、民間・非公共セクターによって提供されている。特に、freie Wohlfahrtspflege(=無償の福祉ケア)を提供している6つの公益福祉団体(次図表を参照)が大きな役割を担っている。これらの団体の運営資金はサービスの対価、募金、内部資金等で賄われており、医療・福祉ケアの提供をはじめ、失業者や生活困窮者への支援、障害者への支援、母子への支援、移民・難民などへの支援、職業訓練・職業教育の提供、海外の災害支援などの活動を行なっている。6大公益福祉団体は強力な政治的影響力を持ち、小さな福祉団体の多くがこの傘下に会員として入っている。

図表 3-3-2 ドイツの6大公益福祉団体の概要

団体名；略称	基盤	設立年	職員数
パリティート福祉団体 Der Paritätische Wohlfahrtsverband；DPWV	独立系	1920年	会員9,800団体
労働者福祉団体 Arbeiterwohlfahrt; AWO	政治的利権者	1919年	傘下の団体を含めると 総会員数60万人、 総ボランティア10万人 職員14万人
ユダヤ中央福祉会 Zentrale Wohlfahrtsstelle der Juden in Deutschland; ZWST	ユダヤ系	1917年	会員数10万人
ドイツ赤十字 Deutsches Rotes Kreuz; DRK	国際赤十字の一つ	1863年	職員数75,000人、 ボランティア40万人
ディアコニー福祉団体(またはディア コニー事業団) Diakonisches Werk der Evangelischen Kirche in Deutschland; DW	プロテスタント教会	1848年	職員数45万人、 ボランティア40万人
カリタス・フェアバント Deutscher Caritas Verband; DCV	カトリック教会	1897年	職員数495,219人

(資料) Bundesarbeitsgemeinschaft der Freien Wohlfahrtspflege, *Non-statutory Welfare- Ppeople to people* 等から作成

医療・福祉の分野では長らく6大公益福祉団体がサービスを独占する状態にあったが、1994年に介護保険制度が導入された際には、この独占の打破が掲げられ、他の小規模の福祉団体や自助グループ(Selbsthilfegruppen= self-help group)などの小さなボランティア団体に対する支援などが積極的に行なわれた。

自助グループとは1960年代に激しくなったベトナム反戦運動、環境保護運動、女性解放運動などの中から生まれた「新しい社会運動」のドイツでの呼称であり<sup>i</sup>、もともとは病院・施設や自

<sup>i</sup> 的場信樹「ドイツの協同経済」1997年

治体の官僚的な対応に反発した人々が組織したとされる<sup>i</sup>。自助グループが台頭しはじめたのは1970年代初頭であるといわれる。当時何万もの「市民会議」が起こり<sup>ii</sup>、福祉を含む国家の課題に自らが取り組む(サービスを提供したり管理する)ようになった。

## 2. ボランティア活動の現状

### (1) ボランティア活動者

ドイツにおけるボランティア活動者は、兵役拒否者による代替奉仕 (Zivildienst)、若年者を対象とした社会活動年 (FSJ)、環境活動年 (FÖJ) といったボランティアプログラムで活動する人、それ以外の活動者の4つに分類される。

図表 3-3-3 ボランティア活動者の種類

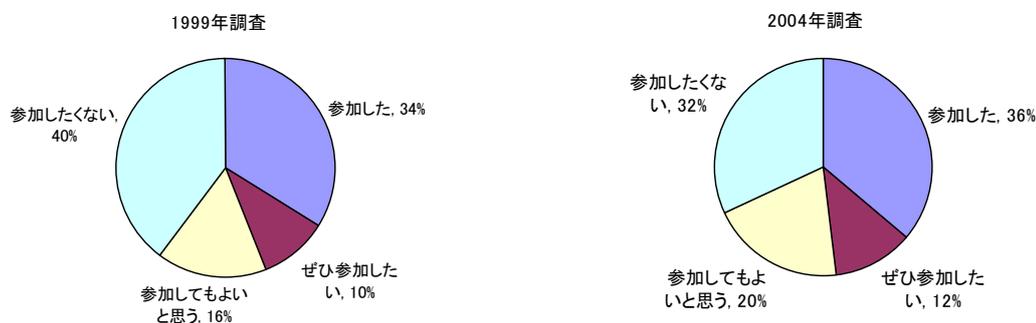
活動者の区分	年齢など
兵役拒否の代替奉仕 (Zivildienst)	兵役を拒否した 18～27 歳の男性
社会活動年 (FSJ) の活動者	義務教育終了後～27 歳の登録者
環境活動年 (FÖJ) の活動者	義務教育終了後～27 歳の登録者
その他の活動者	上記制度以外の活動者

#### ①一般の活動者

国民のうちどのくらいの人数がボランティア活動をしているかを把握するため、連邦家族省は1999年と2004年の2度にわたって調査(「ドイツにおけるボランティア活動調査」)を実施した。

この調査によると、14歳以上のボランティア活動参加率は1999年の34%(2,200万人)から36%(2,340万人)へとわずかながら増えている。年齢別にみると14～65歳のいずれの年齢層においてもボランティア活動をしたという人の割合が35%超であるが、66歳以上になると26%と若干減る。また、職業別にみると就業者でも活動した人は40%と多くみられる。

図表 3-3-4 ボランティア活動の参加状況・参加意向

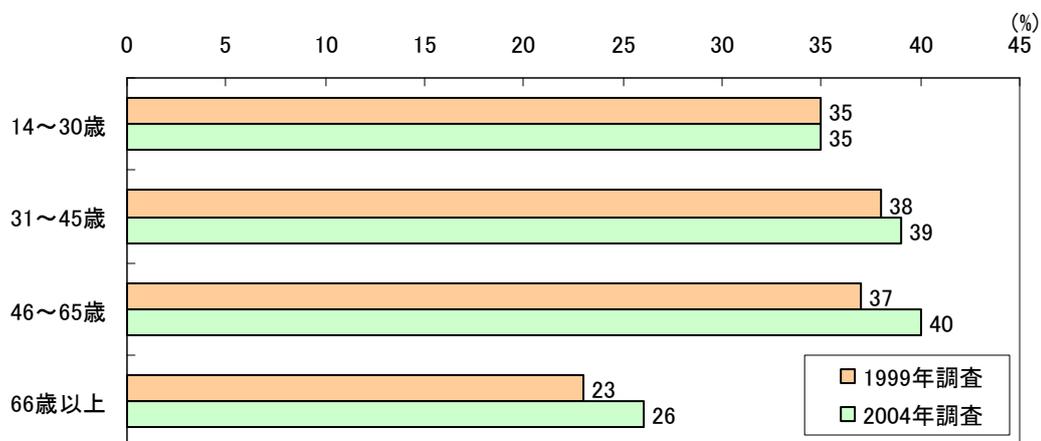


(資料) 連邦家族省 Freiwilliges Engagement in Deutschland 1999-2004, 2005  
〔原典; 連邦家族省 Freiwilligensurvey (ボランティア調査)〕

<sup>i</sup> 春見静子「高齢者・障害者福祉サービス」『先進諸国の社会保障④ドイツ』1999年

<sup>ii</sup> ヘドリー「市民生活とボランティア ヨーロッパの現実」1993年

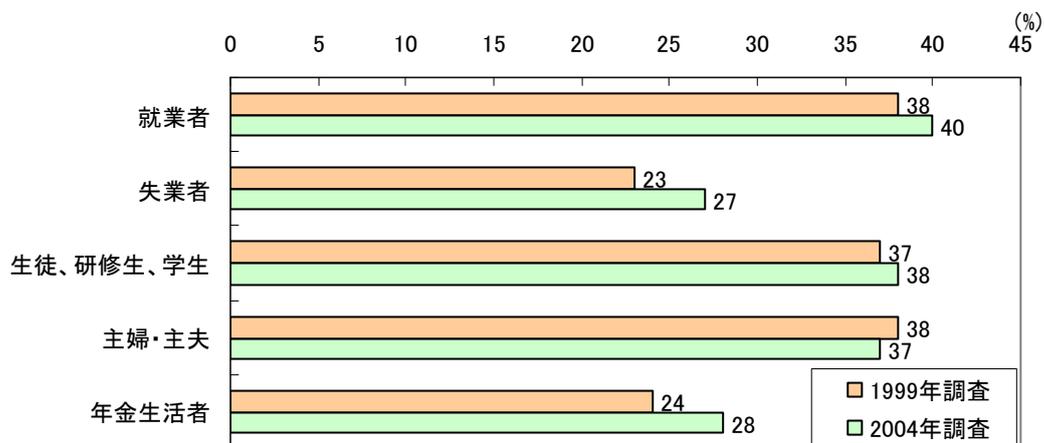
図表 3-3-5 年齢別ボランティア活動率



(資料)連邦家族省 Freiwilliges Engagement in Deutschland 1999-2004, 2005

[原典;連邦家族省 Freiwilligensurvey (ボランティア調査)]

図表 3-3-6 就業状況別ボランティア活動率

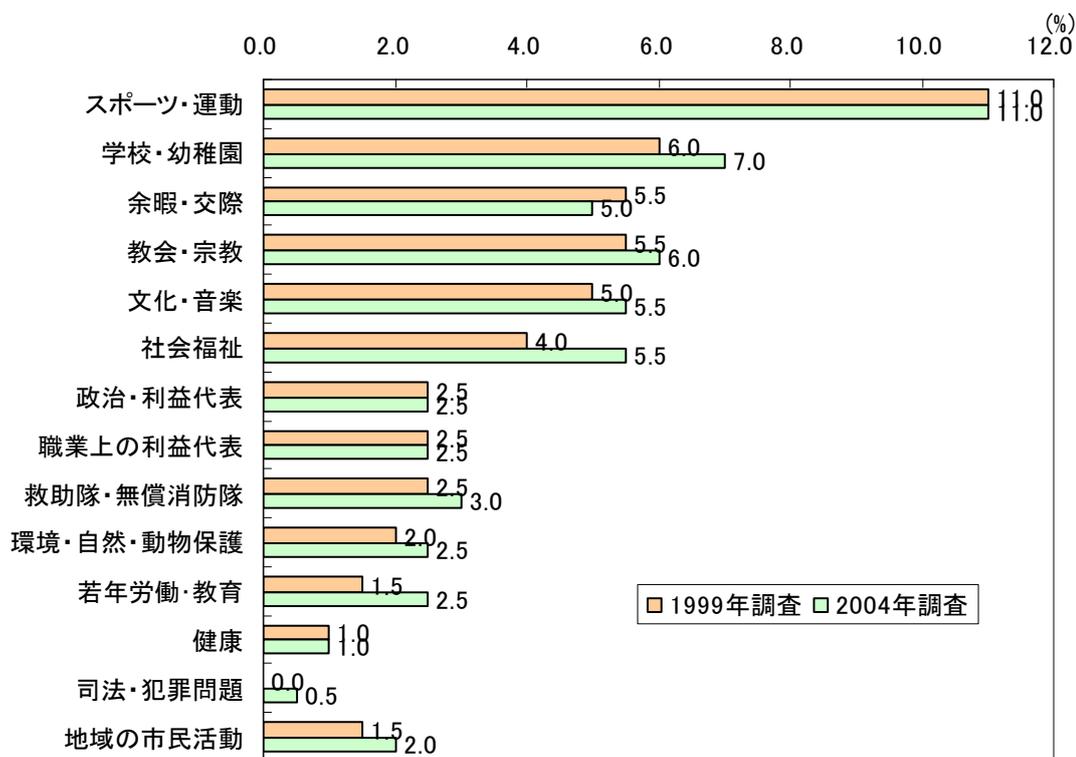


(資料)連邦家族省 Freiwilliges Engagement in Deutschland 1999-2004, 2005

[原典;連邦家族省 Freiwilligensurvey (ボランティア調査)]

ボランティアを行なった人の活動領域は、1999年と比べあまり大きな変化はなく、最も多いのがスポーツ・運動であり、学校・幼稚園、教会・宗教、文化・音楽、社会福祉、余暇・交際などが続く。

図表 3-3-7 ボランティア活動参加者の活動領域



(資料)連邦家族省 Freiwilliges Engagement in Deutschland 1999-2004, 2005

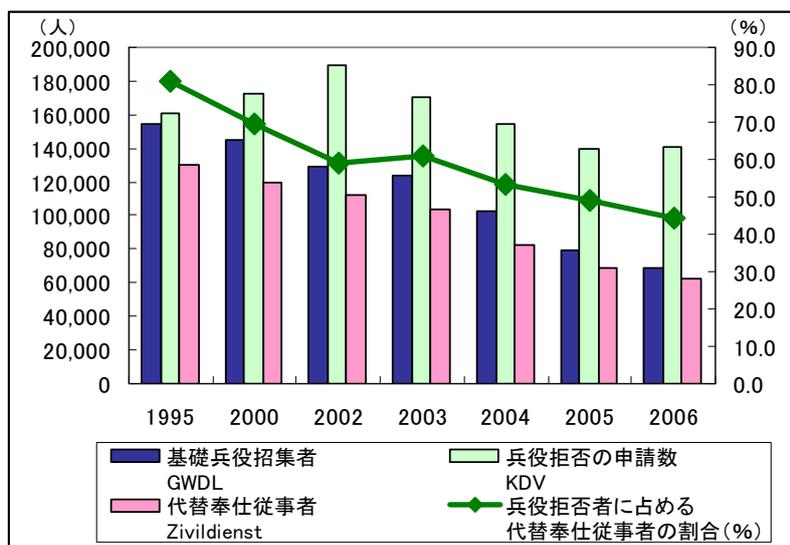
[原典;連邦家族省 Freiwilligensurvey (ボランティア調査)]

## ②兵役代替奉仕(Zivildienst)による活動者

兵役を拒否する代わりに社会奉仕を行なう制度(Zivildienst)による活動者(兵役代替奉仕者)は2007年3月現在71,710人(同年2月の月平均値で69,974人)である。代替奉仕従事者の数は近年減少傾向にある。この背景には、少子化が進み兵役対象年齢層そのものが減少していることが影響していると考えられる。

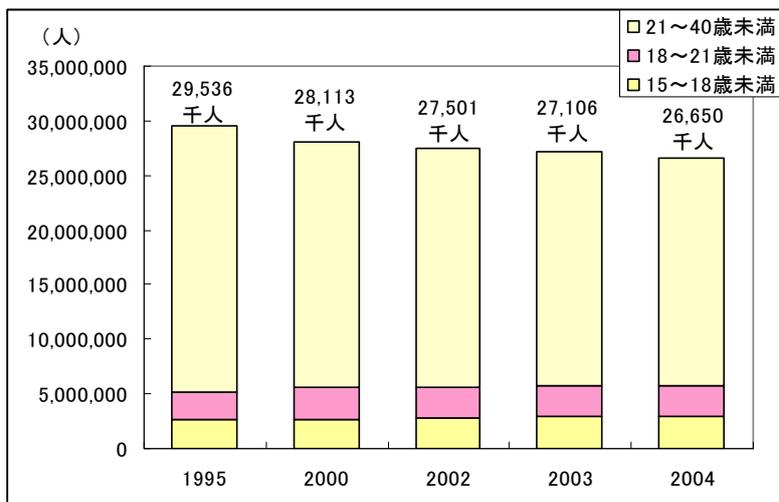
兵役代替奉仕者の活動の領域として最も多いのはケア・介護サービスで、全体の6割を占めている。次いで手工業の仕事が16.9%となっている。

図表 3-3-8 兵役招集者(GWDL)および兵役代替奉仕者(Zivildienst)の数の推移



(資料) 基礎兵役招集者は連邦防衛省 (Bundesministerium der Verteidigung, Bundeswehr) ホームページ、兵役拒否者および代替奉仕従事者数は連邦家族省、兵役代替奉仕庁 (Bundesamt für den Zivildienst) *Entwicklungen zur Kriegsdienstverweigerung und zum Zivildienst in Deutschland*

図表 3-3-9 若年人口の推移(参考)



(注) 兵役義務があるのは18~27歳であるが、当該年齢層の人口推移の統計が入手できなかったため、当該年齢層を含む若年人口の推移を示した。

(資料) 連邦統計庁 *Statistisches Jahrbuch 2006*

図表 3-3- 10 兵役代替奉仕者の活動分野(2007年2月15日現在)

活動分野	活動者数(人)	総数に占める比率(%)
ケア・介護サービス	41,410	60.6
手工業の仕事	11,547	16.9
庭園・園芸の仕事	1,529	2.2
営業・管理の仕事	300	0.4
配管配線の仕事	4,591	6.7
環境保護の仕事	2,488	3.6
運転手	1,076	1.6
病人搬送や救命活動	1,787	2.6
移動介助サービス	1,833	2.7
身体障害者個別介護	903	1.3
障害児個別介護	840	1.2
団体専属のスポーツ選手	47	0.1
合 計	68,351	100.0

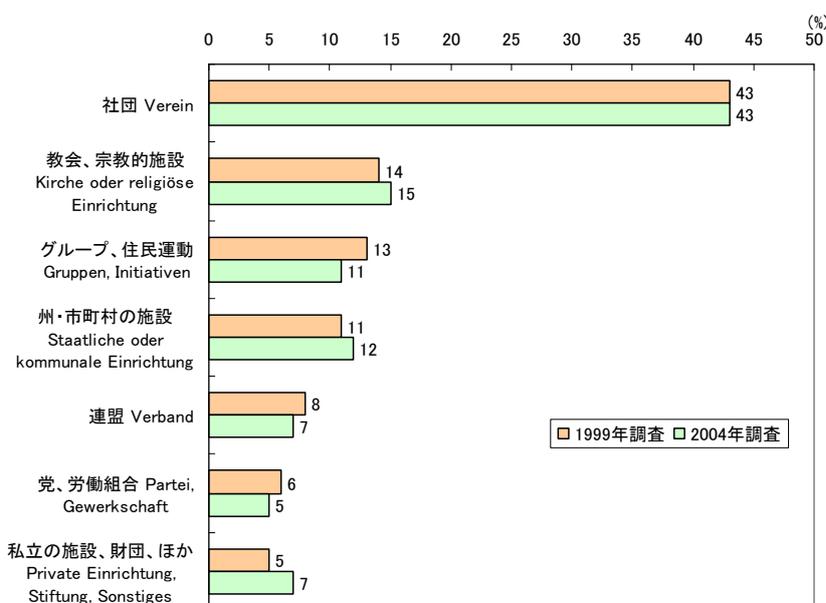
(注)「スポーツ選手」については他と異なる立場のため、統計よりはずしているものもある。

(資料) Bundesamt für den Zivildienst, Statistik Zivildienstplätze

(2) 活動の場所(受け入れ先)

ボランティア活動の組織形態をみたものが下図であり、最も多いのが社団(Verein)である。

図表 3-3- 11 ボランティア活動の組織形態



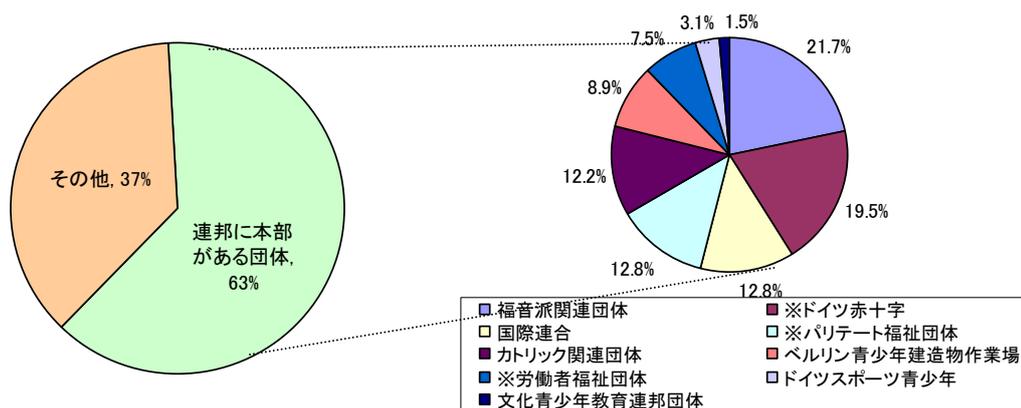
(資料) 連邦家族省 Freiwilliges Engagement in Deutschland 1999-2004, 2005 [原典;連邦家族省 Freiwilligensurvey (ボランティア調査)]

前述の 6 大公益福祉団体およびその傘下の福祉団体が多数のボランティアを受け入れており、6 大公益団体では、職員数と同数あるいはそれを上回る数のボランティアが働いている（図表 3-3-2）。6 大公益福祉団体とその傘下団体では 250～300 万人のボランティアが活動している<sup>i</sup>。これらの福祉団体において、ボランティアはほとんど人件費のかからない労働の担い手となっている。このほか、数多く存在する小規模の福祉団体、前述の自助グループ、協同組合などにおいてもボランティアが多く活躍している。

兵役代替奉仕活動の受け入れ先は認可された福祉団体、環境保護団体および地方自治体の役所と定められている。

社会活動年、環境活動年の活動者および受け入れ団体に対して行なった調査によると、社会活動年の受け入れ機関の構成は次図表のようになっており、6 大公益福祉団体のうち 3 団体が名前を連ねている。また、環境活動年については福祉団体のほか、教育施設、教会、環境保護団体、州の官公庁なども受け入れ先となっている。

図表 3-3-12 国内の社会活動年(FSJ)受け入れ機関の構成



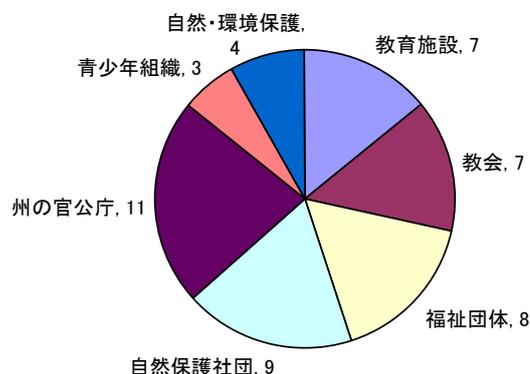
※は先の6大公益福祉団体。

(注) N (回答した受け入れ団体数) = 313、2003/2004 年データ

(資料) 連邦家族省 *Freiwilligendienste und Interkulturalität, Dokumentation, 2005*

<sup>i</sup> 6 つの公益福祉団体による合同組織 *Bundesarbeitsgemeinschaft der Freien Wohlfahrtspflege* の英文パンフレット *Non-statutory Welfare; People to People* より。

図表 3-3- 13 環境活動年(FÖJ)の受け入れ機関の構成



(注) N (回答した受け入れ団体数) =49、2003/2004 年データ、数値は団体数

(資料)連邦家族省 *Freiwilligendienste und Interkulturalität, Dokumentation, 2005*

### 3. ボランティア活動に関する制度の概要

#### (1) 法律

連邦政府によるボランティア活動に関する法律としては、下表のものがある。

図表 3-3- 14 連邦政府によるボランティア活動に関する法律の概要

法律名(原語)	施行年、改正年	所管・担当機関
兵役代替奉仕法 Gesetz über den Zivildienst der Kriegsdienstverweigerer	1960 年 最新改正 2006 年	連邦家族・高齢者・婦人・青少年省 (BMFSFJ) の兵役代替奉仕庁 (BAZ)
社会活動年促進法 (FSJ 法) Gesetz zur Förderung eines freiwilligen sozialen Jahres	2002 年 (新規制定) 最新改正 2004 年 (旧法は 1964 年施行)	連邦家族・高齢者・婦人・青少年省 (BMFSFJ)
環境活動年促進法 (FÖJ 法) Gesetz zur Förderung eines freiwilligen ökologischen Jahres	2002 年 (新規制定) 最新改正 2004 年 (旧法は 1993 年施行)	同上
海外開発援助法	1969 年	経済協力開発省 (BMZ)

#### ①兵役代替奉仕(Zivildienst)法

兵役代替奉仕(Zivildienst)法は、1960年1月20日に民間代替服役に関する法(Gesetz über den zivilen Ersatzdienst)として発効した。同法は18~27歳の男子全員が対象であるが、第3子以降の男子は兵役が免除される。これに先立ち、1956年には、基本法(Grundgesetz)において、「良心に基づき、武器を持った兵役を拒否する者には代替服役を義務付けることができる」との条文が加えられている。1973年に同法の zivilen Ersatzdienst が Zivildienst(市民奉仕)に改称された。1961年4月10日に兵役代替奉仕法に基づく最初の活動者として340人が従事、1997

年には 15 万人を超えた。その後、2002 年の改正により、兵役代替奉仕の代わりに社会活動年 (FSJ) または環境活動年 (FÖJ) に従事することが可能となり (いずれも 12 ヶ月間の従事)、これらの活動に従事する場合は、兵役代替奉仕が免除される仕組みとなった。

なお、兵役代替奉仕活動を行うまでの手順は以下の通りである。

- i) 兵役義務の生じる 18 歳の誕生日を迎えると、徴兵令状が送られる
- ii) 兵役検査として健康診断を受け、身体的に不適とされると、兵役も代替奉仕 (Zivildienst) も免除される
- iii) 健康診断で合格した場合、本人が兵役拒否の意思表示をすると、その証明書が発行される
- iv) この証明書を持って、近隣の病院や老人ホームといった兵役代替奉仕の受入れ先として認可されているところに本人が直接申し込みに行く
- v) 受入れ先から承諾されたら、受入れ機関から連邦家族省内、連邦兵役代替奉仕庁 (BAZ) に連絡が行き、活動を始める

## ②社会活動年 (FSJ) 促進法

社会活動年 (FSJ) 促進法は、社会活動年 (Freiwilliges Soziales Jahr = Voluntary Social Year) 促進のための法律として制定され、1964 年 8 月に施行された。1968 年 7 月 12 日に最低年齢規制の項目が付加されたほか、1975 年 12 月 13 日には他のヨーロッパ諸国での消費と援助活動に関する規定が付加された。2002 年には、活動分野の拡大、最低年齢 (17 歳) 規制の撤廃、最長 12 ヶ月の期間を 18 ヶ月に延長、兵役代替奉仕の代替選択等の大幅改正 (法律の新規制定) が行われた。社会活動年は、職業訓練でも雇用の場でもなく、福祉や教育センターにおける援助提供に関する若者への教育機会の提供である。

## ③環境活動年 (FÖJ) 促進法

環境活動年 (FÖJ) 促進法は、1987 年にパイロット・プロジェクトとして開始された。1993 年には前述の社会活動年活動者と同じ優遇制度を環境活動年活動者にも認めるものとして承認された。2002 年に新規制定され、社会活動年と同様に、17 歳の最低年齢規制の撤廃、最長 12 ヶ月の期間を 18 ヶ月まで延長、兵役代替奉仕の代替選択可となった。環境活動年は人格の成長と生態学的感性を発展させる機会と、自然と環境保護のための活動の場を提供するものとされている。

## ④海外開発援助法 (発展途上国援助者法)

1969 年 6 月 18 日に公布された、海外開発のためのボランティア活動者およびその家族の社会的権利の確保を目的とする法律である。海外開発ボランティア活動者およびその家族に対し、国内で働き社会保障費を負担している場合と全く同等に扱い、発展途上国に固有の危険や労働時間外の危険から保護しようとするものである。なお、社会活動年や環境活動年と同様に、兵役ないし兵役代替奉仕の代わりに海外開発ボランティアを行うことが可能である。

## (2) 所轄・担当機関、関連機関

兵役代替奉仕法、社会活動年促進法、環境活動年促進法の3法はいずれも連邦家族・高齢者・婦人・青少年省(BMFSFJ; Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend)が所轄<sup>i</sup>である。なかでも兵役代替奉仕法については、さらに同省内に、兵役代替奉仕庁(BAZ; Bundesamt für Zivildienst)が設けられており、ここで書類審査等を行っている。

環境活動年の実行は州に委ねられており、州の地方青年庁(Landes Jugend Amt)が参加者を募集するほか、受入先についても州の大臣が認可権限を持つ。

兵役代替奉仕および社会活動年は、その受入先は国が認可したものとされている。社会活動年は、国が認可したものに加えて、州が認可したものも追加可能となっている。

環境活動年と社会活動年の違いとして、環境活動年には州に権限の大半があることが挙げられる。これは、環境活動年の研修費用以外の費用はすべて州が負担するためである。

## 4. 公的制度による施策・事業

ドイツでは、前述の法律に基づき、兵役拒否者による代替奉仕制度、青年層を対象とした社会活動年、環境活動年といった制度がある。兵役が男性だけを対象にしているため、代替奉仕は若年男性のボランティアの機会となっている。そのため、若年女性が活躍できる制度として社会活動年や環境活動年が存在する。男性もこれらの活動に参加することは可能であるが、男性の参加者数は少ない。兵役代替奉仕と社会活動年の活動場所は重複する部分が多く、社会福祉施設、病院、介護サービスなどが主なところである。

図表 3-3-15 国のボランティア制度概要

制度名	兵役代替奉仕 Zivildienst	社会活動年(FSJ) Freiwilliges Soziales Jahr	環境活動年(FÖJ) Freiwilliges Ökologisches Jahr
対象年齢層	18～27歳の兵役対象の男子	義務教育修了～27歳	義務教育修了～27歳
活動期間	9ヶ月	6～18ヶ月	6～18ヶ月
活動分野	医療、福祉、環境保護	医療、福祉、青少年スポーツ、文化	環境保護
実施機関	連邦家族省兵役代替奉仕庁	連邦家族省	各州の地方青年庁

<sup>i</sup> 日本の厚生労働省に相当する官庁である。

制度名		兵役代替奉仕 Zivildienst	社会活動年(FSJ) Freiwilliges Soziales Jahr	環境活動年(FÖJ) Freiwilliges Ökologisches Jahr
費用 負担	国	報酬、ボーナス、社会保険料、教育研修費の一部 (宿泊施設を提供する場合もある)	研修費用のみ	研修費用のみ
	州		受入先の負担を一部補助しているところもある	宿泊、食事、作業服、1人当月平均 155 ユーロの小遣い、社会
	受入先	食事、作業着、宿泊先、教育研修費の残り	宿泊、食事、作業服、1人当月平均 180 ユーロの小遣い、社会保険の保険料	保険の保険料は州政府と受入先とが折半して支払う (州によっては全額負担するところもある)

上記に加え、2008 年から新たに、経済協力開発省 (Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung; BMZ) が、発展途上国でボランティア活動を行う若者 (18~28 歳) に対して補助金を支給する予定である。支給内訳は、宿泊費、食費、小遣い、技術的・教育的支援、社会保険料で、金額は 1 人当たり月 580 ユーロで、支援期間は 3~24 ヶ月である。当初は 3 年間のパイロット・プロジェクトとして計画されている。2007 年半ばまでに条件、手順、契約先などの詳細を決定する予定となっている。<sup>i</sup>

## (1) 兵役代替奉仕 (Zivildienst)

### ①活動の目的

ドイツでは、何人も強制されて兵役に出ることは基本法 (Grundgesetz) で禁じている。兵役 (義務) を拒否する者は代わりに民間服役として公共奉仕をする義務がある。

### ②活動対象者

兵役対象である 18~27 歳男子全員となっているが、一部の者については免除も認められている。奉仕を開始する日の時点で 28 歳未満でなくてはならない規定があるが、第 3 子以降は兵役義務自体が免除される。

<sup>i</sup> 同省ホームページより。 [http://www.bmz.de/en/press/nl/newsletter\\_01/index.html](http://www.bmz.de/en/press/nl/newsletter_01/index.html)

### ③参加・申し込み方法

兵役義務拒否の意思を示すと、連邦家族省の兵役代替奉仕庁(BAZ)から証明書が発行され、それを持って兵役代替奉仕の受入れ先として認可されている近隣の病院や老人ホームといった施設をもつ団体に本人が直接申し込みに行く。なお、各受入機関が、現在の募集状況(どの職種で、いつから、何人必要)を公表しており、それを見て行きたい先を検討することができる。配属先については連邦政府が管轄権をもっており、人員が不足しているところに配属するといった調整が行われる。国、州、受入先の役割分担は、次図表の通りである。

図表 3-3-16 兵役代替奉仕における役割分担

連邦政府 BAZ (連邦兵役代替奉仕庁)	兵役拒否の認定、受入れ先機関の許認可、研修の実施、各種手当の支給、活動中の監督・ケア
州	受入れ先機関の許認可
受入れ団体	実地研修、宿泊先・食事・作業着の提供

### ④活動内容・活動分野、活動場所

活動内容は、介護・援助サービス、技術(修理工など)、事務、園芸、調理手伝い、保護活動など様々である。活動分野は、ソーシャル・ステーション<sup>i</sup>、病院、保育園、福祉施設といった福祉分野のほか、環境保護ステーション、環境保護団体など環境保護・自然保護分野がある。なお、環境保護分野は 1984 年より追加された。

### ⑤実施期間・活動期間

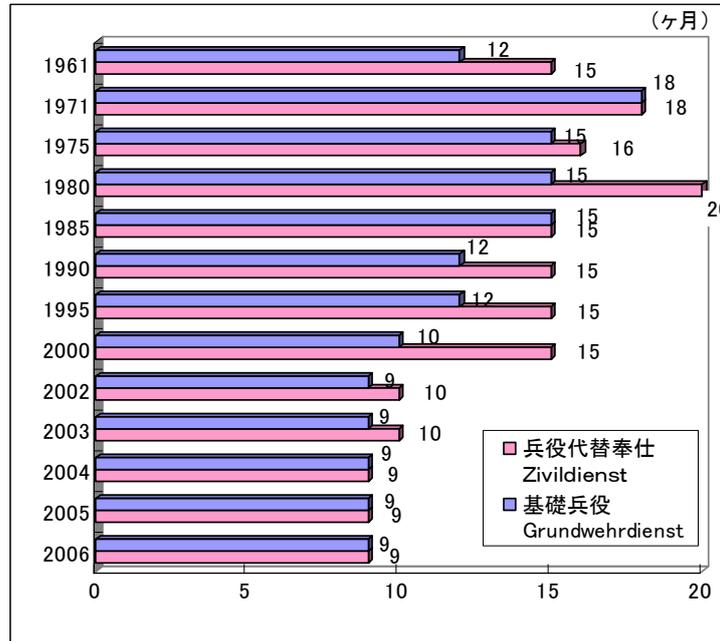
兵役拒否の代替奉仕期間は 2004 年 10 月 1 日より、兵役と同様の 9 ヶ月間に短縮された。なお、代替奉仕の期間は 1984 年以降、兵役期間よりも長く設定されており、連邦憲法裁判所はこれは実際の兵役期間と同等との見解に基づき、基本法第 12 条には抵触していないとみなしていた。しかし、それから 20 年後に、あらためて議論があり、2002 年 10 月に出されたドイツ社会民主党(Sozialdemokratische Partei Deutschlands; SPD)と 90 同盟/緑の党との連合協定においてようやく、兵役と代替奉仕は最大限の公平性ならびに同等の扱いをするように記された。<sup>ii</sup>

また、2002 年の改正で、社会活動年あるいは環境活動年に従事する場合(いずれも 12 ヶ月間従事)は、兵役代替奉仕が免除されることになった。

<sup>i</sup> 訪問看護とホームヘルプを併せて提供する、地域ごとに置かれた拠点施設。

<sup>ii</sup> Kommission Impulse für die Zivilgesellschaft 報告書 *Perspektive für Freiwilligendienste und Zivildienst in Deutschland*, 2004。基本法第 12 条に、代替奉仕期間は兵役期間を超えてはいけない旨、記されている。

図表 3-3- 17 兵役(Wehrdienst)および兵役代替奉仕(Zivildienst)期間の変遷



(資料)兵役期間は連邦防衛省ホームページ、兵役代替奉仕期間は連邦兵役代替奉仕庁 *Entwicklungen zur Kriegsdienstverweigerung und zum Zivildienst in Deutschland*

#### ⑥費用と費用負担

受入先と国が負担する。報酬、ボーナス、保険料は全額、教育研修費は一部、連邦政府が負担する。食事、作業着、宿泊先と、教育研修費の残りを受入先が負担する。なお、宿泊施設は連邦兵役代替奉仕庁が提供する場合もある。

#### ⑦活動のための研修等

入門研修として、奉仕に関する義務権利の講習(1 週間)＋実務の入門研修(2 週間)を、兵役代替奉仕に従事してから 1～4 ヶ月の間に受ける。もし受けられなかった場合は、5～7 ヶ月目の間に兵役代替奉仕学校で行なわれる国民研修を代わりに受けることになる。研修期間中の交通費、食事は支給される。

これ以外に活動者が余暇時間を利用した職業教育を受ける場合、その費用の全額(上限額は 665.00 ユーロ)を支給することができる。ただし、特別休暇中は認められない。

図表 3-3- 18 兵役代替奉仕 (Zivildienst) の研修概要

研修項目	期間	実施主体	実施場所	研修内容
入門研修	1 週間	連邦兵役代替奉仕庁 (BAZ)	ドイツ各地の指定研修所 (Zivildienstschulen)	奉仕に関する義務と権利に関する研修
専門養成研修	2 週間	受入れ先機関	受入れ先の研修施設	予定される作業についての専門知識の研修

(資料)連邦政府兵役代替奉仕庁ホームページなどより作成。

## ⑧参加保証・リスク対策

参加保証やリスク対策として以下のことが実施されている。

- ・ 有給休暇として、9ヶ月の奉仕期間中に20日間の慰労(休養)休暇が与えられる。なお、この休暇は3ヶ月の勤務の後に取得することができる。
- ・ 有給休暇のほか、従業中に作業週間や準備期間として特別休暇が5日間(1回限り;ただし、現金・現物給付は打ち切られる)与えられる。
- ・ 退職金の支給(奉仕期間に応じて受給できる。9ヶ月満了で690.24ユーロ)
- ・ 年金保険、失業保険、公的医療・介護保険の各保険料が国から支払われる。
- ・ 職場保護法(Arbeitsplatzschutzgesetz)に基づき、奉仕召集により雇用・就業関係等に不都合が生じてはならない。具体的には、
  - ①就業環境は奉仕によって解消されず、休職扱いとなる。
  - ②奉仕期間は職業・企業への所属期間として算入される。
  - ③召集の通達から奉仕の終了まで、雇用主は活動者を解雇してはならない。ただし、小企業の雇用主や重要な理由の場合は例外とする。いずれの場合であっても、奉仕の召集を理由に解雇してはならない。
  - ④研修・見習期間は奉仕期間によって延期される(勤務先などで受ける予定であった研修・見習は、兵役代替奉仕の終了後、職場復帰するまで実施が延期される)。
- ・ 奉仕終了後に失業した場合、所轄の公共職業安定所に奉仕期間の証明書を提示することにより、失業保険や失業援助を申請できる。
- ・ 宿泊場所は受入れ先から提供される。ただし、すでに近くに住んでいる場合はその家賃を申請すれば市から支給される。
- ・ 作業着も受入れ先から提供される。支給されない場合は自分の衣服となるが、消耗・破損した際には金銭が支払われる。

## ⑨参加者への報酬や活動評価

就業と同じような扱いとなり、兵役時と同額の報酬額が毎月支払われるほか、クリスマス・ボーナスが172.56ユーロ支給される。

図表 3-3-19 兵役代替奉仕の報酬・手当

区分	内容	金額(ユーロ)
給料	グループ 1	日額 7.41
	グループ 2 (3ヶ月以降)	日額 8.18
	グループ 3 (6ヶ月以降)	日額 8.95
ボーナス	特別配当(クリスマス・ボーナス) ただし9ヶ月満了者。 早期退職者については完了した活動月数に応じて減じた金額が支払われる。	172.56
食費 (糧食手当)	休養休暇、病気による自宅療養、認可された自炊の場合: 1日分	7.20
	(部分食の場合の1単位分)	(1食につき)
	朝食	1.10
	昼食	1.35
	夕食	1.15
	受け入れ先が食事を出せない場合の自炊時: (部分食の場合の2単位分)	(1食につき)
朝食	2.20	
昼食	2.70	
夕食	1.30	
賠償	作業中の私有の衣類や下着の消耗、破損時:	日額 0.69
	作業着や下着の洗浄:	日額 0.49
遠距離通勤費 加算	配置された活動場所と住居の距離が30km以上の場合、1km 超えるごとに加算	1kmにつき 0.51 (上限月額 204)
退職金	従事した期間に応じて支給される 9ヶ月満了時	690.24

(資料)連邦兵役代替奉仕庁 *Zivildienst ABC*

活動に関する評価制度はないが、3ヶ月以上従事した者であれば、申請を行うことにより、担当庁である連邦兵役代替奉仕庁(BAZ)から従事証明書が発行される。従事証明書には受け入れ先による評価(業績評価および勤務態度の評価)が記される。なお、評価得点については簡単な基準が設けられている。

図表 3-3- 20 評価一覧

項目	評点	評価基準
業績 (Leistung)	最高の満足 (Sehr gut)	期待に対し、常に最高のやり方で応えた
	常に高い満足 (gut)	期待に対し、常に優れたやり方で応えた
	高い満足 (Vollbefriedigend)	期待に対し、優れたやり方で応えた
	常に満足 (Befriedigend)	期待に対し、常に応えた
	満足 (Ausreichend)	期待に応えた
	不十分 (Mangelhaft)	一部足りないが、全体としては期待に応えた
	不満 (Ungenügend)	期待に応えるように努力した
勤務態度 (Führung)	最高の満足 (Sehr gut)	同僚やサービス提供先への態度が常に模範的
	常に高い満足 (gut)	模範的
	高い満足 (Vollbefriedigend)	常に申し分なく、適切
	常に満足 (Befriedigend)	申し分なく、適切
	満足 (Ausreichend)	非難すべき点はない
	不十分 (Mangelhaft)	苦情の原因となるものはなかった
	不満 (Unzureichend)	損害を与えることはなかった

(資料) 連邦兵役代替奉仕庁 Hinweise für die Zivildienststellen zur Ausstellung von Dienstzeugnissen

#### ⑩他の社会制度との関係

海外開発援助法に従った海外開発援助活動をした期間も兵役代替奉仕の活動期間に算入される。社会活動年や環境活動年の活動期間についても同様に算入され、12 ヶ月間従事した場合は兵役代替奉仕が免除される。その場合、社会活動年や環境活動年の受け入れ先に対して、月最高 421.50 ユーロが 12 ヶ月間、連邦政府より補助される。

#### ⑪課題と今後の方向性

兵役義務期間の短縮に伴い、兵役代替奉仕の期間も短縮の方向にある。今後、兵役義務そのものがなくなる可能性もあり、その場合の代替奉仕の扱いについては先行きが不明である。

#### ⑫Zivis (兵役代替奉仕者) の活動数

年間平均活動者数は 1999 年の 13 万 8 千人をピークに年々減少しており、近年では 7 万人前後となっている。

## (2) 社会活動年 (Freiwilliges Soziales Jahr; FSJ)

### ①活動の目的

福祉現場での活動を通じて、専門知識・技術を学べると同時に、福祉体験や指導を通じた人格形成をめざす。また、若者に仕事の方向付けを考えさせたり、準備する機会を与えることを目的とする。

### ②活動対象者

2002年までは原則として満17～27歳であったが、法律が新規に制定され、最低年齢規制は廃止され、義務教育終了後～27歳までとなった。

### ③参加・申し込み方法

前述の兵役代替奉仕と異なり、活動参加は義務ではない。参加希望者は、自分が希望する受入団体に直接申し込むか、あるいは各州に設置されている相談機関に問い合わせる。活動開始時に参加証明書、終了時に終了証明書が発行される。参加終了時には、活動状況や期間に関する証明書の作成を活動者が受け入れ先に対して申請することができる。その際、勤務成績や勤務態度といった評価を記載してもらうこともできる。また、職業認定としての特徴なども記載してもらえる<sup>1</sup>。

図表 3-3-21 参加証明書の記載事項（促進法第6条第1項に規定）

1. 活動者の氏名、住所、出生年月日
2. 活動引き受け組織の名称
3. 活動者の参加申請期間
4. 活動期間中に促進法の規定を遵守する旨の誓約
5. 引き受け組織の認可通知書の通知
6. 宿泊・食費・被服・小遣いとして支給する現金および現物給付
7. 休暇

### ④活動内容・活動分野、活動場所

活動内容は看護・教育・家事の援助を行なうヘルパー活動などである。活動分野としては、2002年までは医療、福祉分野であったが、2002年の新規法律制定によって、さらに青少年スポーツ、文化（記念物保護を含む）などの分野にも拡大された。具体的な活動場所としては、心身障害児の作業所・学校、老人ホーム、看護センター、介護施設、幼稚園、保育所、乳幼児デイセンター・託児所、孤児院、病院、ホスピス、リハビリセンター、社会福祉施設（少年保護補導施設

<sup>1</sup> 促進法第6条第3項

を含む)、精神疾患患者の居住施設、保養所等の健康管理補助施設、スポーツ組合・団体などの社会的共同施設、芸術学校、美術館、劇場、メディア作業所、画廊などがある。

活動の受入先は、民間福祉事業協会加盟諸団体(先の 6 大公益福祉団体など)およびその下部組織、教会、地域団体および、その他の公的法人(各州の具体的規定による;州の管轄官庁はこれ以外を受入先として認可することができる)である。追加の受入先については州に許認可権限があり、実施は各受入先に委ねられる。なお、受入れ機関の本部がドイツにあれば、国外の施設での活動も認められるとされていたが、2002 年の新規法律制定でこの条件はなくなり、海外での活動も無条件に認められることになった。

参加者の調整については、受入団体が直接行う。親団体が行うこともあれば、その会員団体が代行する場合もある。

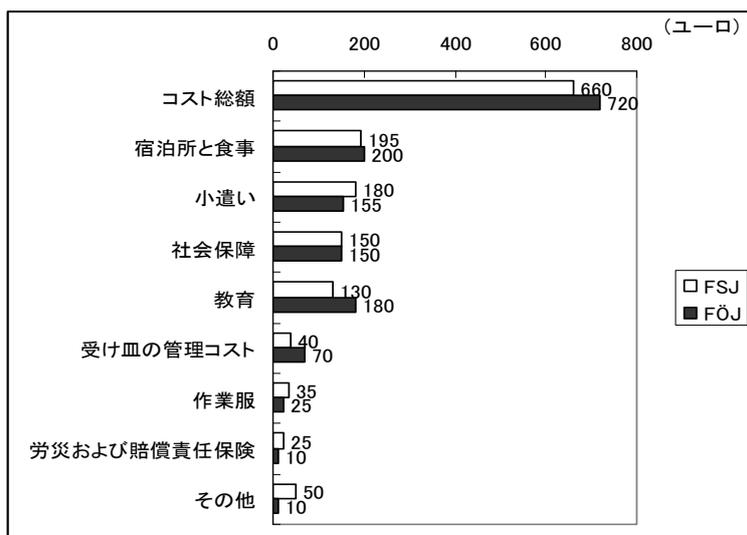
### ⑤実施期間・活動期間

2002 年までは最長で連続 12 ヶ月、最短で 6 ヶ月とされていたが、2002 年の新法制定により、最長 18 ヶ月まで(ただし国内での活動に限り)拡大された。なお、この活動期間には合計 25 日間の研修期間も含まれる。

### ⑥費用と費用負担

連邦政府の負担は研修費用のみである。宿泊、食事、作業服、1人当月平均 180 ユーロの小遣い、保険料(社会保障、児童手当・年金の継続支払い、税控除等、職業訓練生と同等の法的保護がなされる)は受入れ先が負担する<sup>i</sup>。これらの経費を補助している州もある。

図表 3-3-22 社会活動年(FSJ)、環境活動年(FÖJ)参加者1人当たりコスト(2004 年)



(資料)連邦家族省 Freiwilligendienste und Interkulturalität, Dokumentation, 2005

<sup>i</sup> これら全体で月 660 ユーロとなる。

### ⑦活動のための研修等

研修は各受入先の研修センターで実施される。参加者には各種セミナー(導入時、中間時、終了時;合計で最低25日間)への参加が義務付けられている。セミナー受講期間は労働期間に算入される。海外で活動する場合は最低で5週間の研修(ドイツ国内で4週間の準備研修と1週間のフォローアップ研修)が義務付けられている。セミナーの主要テーマは、各人の体験に関する情報交換、ケアに関する問題点などである。

### ⑧参加保証・リスク対策

参加の保証やリスク対策として、次のことが実施されている。

- ・連邦休暇法の適用(26日の勤務後、最低で24日の休暇。ただし労働期間が12ヶ月に満たない場合は1ヶ月あたり1/12の休暇日数が減じられる)
- ・学業途中で参加した場合は、学校基本法により元の学校に復帰できる
- ・医療・介護保険、労災保険、年金保険、傷害保険、失業保険の適用(保険料は受入機関が負担)
- ・児童年金、遺児年金の給付
- ・労働者保護法、職場政令、若年労働保護法、母性保護法の適用

### ⑨参加者への報酬や活動評価

参加者には受け入れ先より宿泊場所、食事、仕事服、適正額の小遣い<sup>i</sup>の支給等が行われる。なお、本活動に参加したことが大学入学時に有利に評価されることがあるが、とくに明確な評価システムはない。

### ⑩課題と今後の方向性

同じ労働力である兵役代替奉仕に比べ、受入れ先の負担が多い<sup>ii</sup>ことや、活動期間から休暇(24日)と研修期間(25日)が引かれ、正味労働時間が少なくなることなどから、一部受入れ機関では敬遠する向きもある。

## (3) 環境活動年(Freiwilliges Ökologisches Jahr; FÖJ)

### ①活動の目的

若者が自然・環境に触れ環境への意識を発展させること、実用的な行動によって知識を深め

<sup>i</sup> 適正額の小遣:労働者の年金保険保険料査定限度額の6%未満。2007年現在153ユーロが標準値となっている。

<sup>ii</sup> 兵役代替奉仕は給料・保険料・研修費等は連邦政府が負担し、受入れ先の負担は食事・宿泊・作業着代のみである。一方、社会活動年については、保険料の半額と研修費は連邦政府が負担するが、残りの保険料、食事・宿泊・作業着代、小遣いはすべて受入れ先の負担となる。

ることが目的である。

## ②活動対象者

社会活動年同様、2002年までは原則として満17～27歳であったが、法律が新規に制定され、最低年齢規制は廃止され、義務教育終了後～27歳までとなった。

## ③参加・申し込み方法

社会活動年同様、兵役代替奉仕と異なり、義務ではない。参加希望者は、自分が希望する受入団体に直接申し込む。あるいは各州に設置されている相談機関に問い合わせる。

また、社会活動年同様に、活動開始時に参加証明書、終了時に終了証明書が発行される。

## ④活動内容・活動分野、活動場所

活動内容は、保護活動、動植物や庭園の世話、環境保護の広報活動、環境教育などのアシスタント的な活動である。また、活動分野としては、リサイクル、環境保護、動物保護、緑化活動などの地域と自然保護・環境保護に関わるものである。活動場所は、農家・農園、環境保護団体、動物園・植物園・公園、自治体の環境保護部庁などであり、州の認可を受けた国内に本部がある連盟、協会、機関、団体となっている。なお、受入先の斡旋は州あるいは州が委託する斡旋機関が行う。社会活動年同様、他のヨーロッパ諸国で行ってもよい。

## ⑤実施期間・活動期間

2002年までは最長で連続12ヶ月、最短で6ヶ月とされていたが、2002年の新法制定により、最長18ヶ月まで(ただし国内での活動に限り)拡大された。なお、この活動期間には合計25日間の研修期間も含まれる。

## ⑥費用と費用負担

社会活動年同様、研修費用のみを連邦政府が負担する。宿泊、食事、作業服、1人当月平均155ユーロの小遣い、社会保険の保険料(社会保障、児童手当・年金の継続支払い、税控除等、職業訓練生と同等の法的保護を認める)は州政府と受入先とが折半して支払う<sup>i</sup>。

## ⑦活動のための研修等

研修については社会活動年同様、各受入先の研修センターで実施される。参加者には各種セミナー(導入時、中間時、終了時;合計で最低25日間)への参加が義務付けられている。セミナー受講期間は労働期間に算入される。海外で活動する場合は最低で5週間の研修(ドイツ国内で4週間の準備研修と1週間のフォローアップ研修)が義務付けられている。

---

<sup>i</sup> 全体で月720ユーロになる。州によっては全額州政府が負担するところもある。

### ⑧参加保証・リスク対策

参加保証・リスク対策として、社会活動年同様、以下のことが実施されている。

- ・連邦休暇法の適用(26日の勤務後、最低で24日の休暇;ただし労働期間が12ヶ月に満たない場合は一月あたり1/12の休暇日数が減じられる)
- ・学業途中で参加した場合は、学校基本法により元の学校に復帰できる
- ・医療・介護保険、労災保険、年金保険、傷害保険、失業保険の適用(保険料は受入機関と州政府で折半)
- ・児童年金、遺児年金の給付適用
- ・労働者保護法、職場政令、若年労働保護法、母性保護法の適用

### ⑨参加者への報酬や活動評価

参加者には社会活動年同様、食事、仕事服、適正額の小遣いの支給等が行われる。

なお、社会活動年と異なり、活動したことが大学入学時に特に有利に評価されることはない。一般的には、参加者が人間的な成長を遂げることが評価されている。

図表 3-3-23 社会活動年、環境活動年活動者の概況

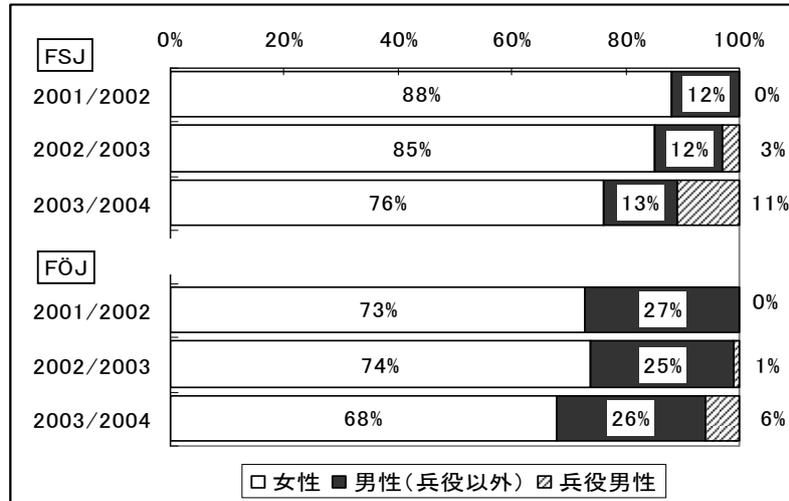
- ・国内の参加者総数は社会活動年では毎年1万人超(2004/2005年は13,442人)、環境活動年は1,790人。
- ・社会活動年、環境活動年ともに活動者の大半が女性であるが、近年男性が増えているほか、兵役男性が兵役代替奉仕の代わりに活動できるようになったことから増えつつある。
- ・平均年齢は社会活動年が19.7歳、環境活動年が20.4歳で、男女とも大多数が19～21歳。
- ・大学入学資格保持(アビトゥール;ギムナジウム卒業)の人が社会活動年で4割、環境活動年で6割近くいる。
- ・社会活動年の活動分野として最も多いのは女性では「看護・介護」(26%)、男性では「障害者支援」(25%)、「看護・介護」(24%)、兵役男性では「スポーツ施設」(25%)である。

図表 3-3-24 国内の社会活動年(FSJ)、環境活動年(FÖJ)の参加者数推移

	社会活動年(人)	環境活動年(人)
2001/2002年	11,301	1,482
2002/2003年	13,120	1,631
2003/2004年	13,211	1,709
2004/2005年	13,442	1,790

(資料) 連邦家族省 Freiwilligendienste und Interkulturalität, Dokumentation, 2005より。

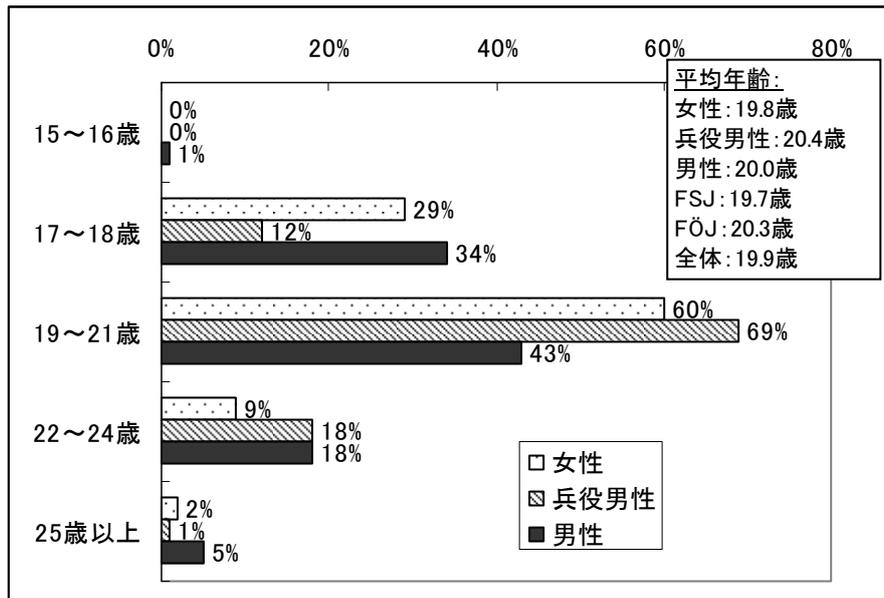
図表 3-3-25 参加者の男女構成



(注) N (回答した受け入れ団体数) は FSJ=146、FÖJ=35

(資料) 連邦家族省 Freiwilligendienste und Interkulturalität, Dokumentation, 2005 より。

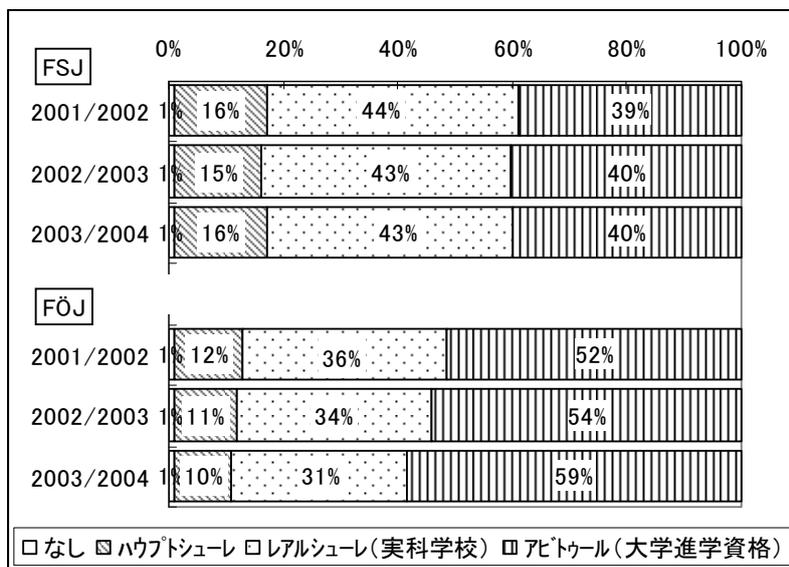
図表 3-3-26 参加者の性別・年齢分布



(注) 女性 N=2,377、兵役男性 N=344、男性 N=361

(資料) 連邦家族省 Freiwilligendienste und Interkulturalität, Dokumentation, 2005 より。

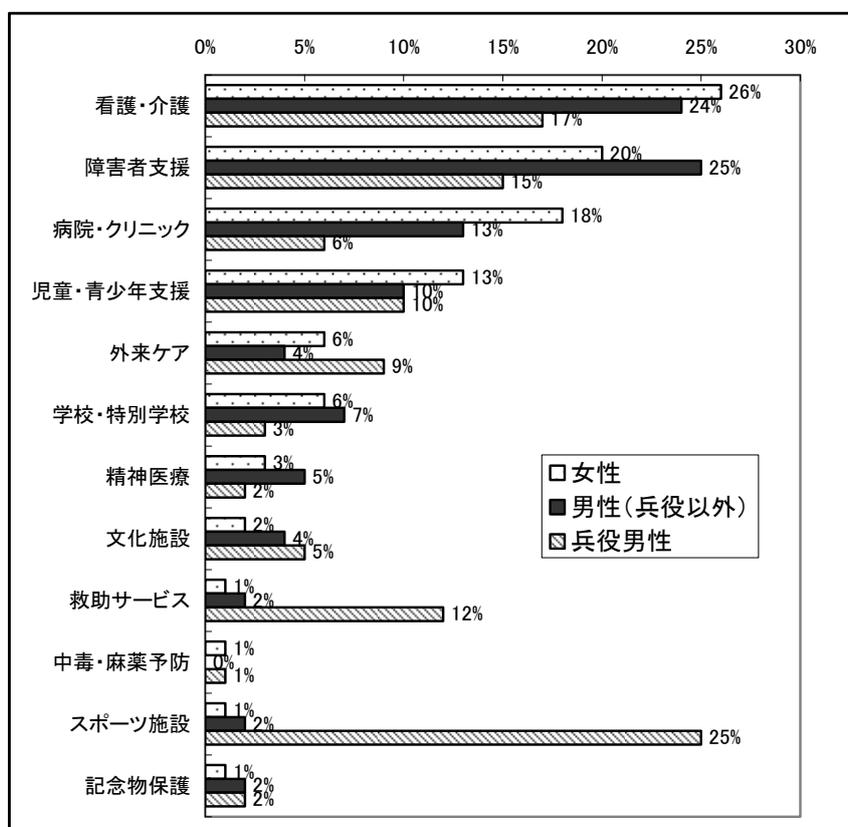
図表 3-3-27 参加者の学歴



(注) N (回答した受け入れ団体数) は FSJ=141、FÖJ=33

(資料) 連邦家族省 Freiwilligendienste und Interkulturalität, Dokumentation, 2005 より。

図表 3-3-28 参加者の活動分野



(注) 女性 : 2,432、男性 : 283、兵役男性 : 385

(資料) 連邦家族省 Freiwilligendienste und Interkulturalität, Dokumentation, 2005 より。

## 5. 民間による施策・事業

ドイツでは前述したように、社会保障の分野では民間主導で進められ、とくに医療・福祉の分野を中心に、民間の公益福祉団体が数多くのボランティアを受け入れてきた。特に、その担い手となっているのが前述した6大公益福祉団体である。6大公益福祉団体は医療や介護サービスについて、従来より慈善精神に根ざした事業を独自に提供していたが、近年では地域からの委託を受け、公共サービスの提供者となっており、サービス費用等の補助金を受けている。そのため、自発的な事業や施策もあるものの、その比重は少ないと思われる。

このほか、民間の企業や財団が、ボランティア活動者や活動団体を直接支援しているケースも多い。大規模な支援を行なっている団体としては以下のものが挙げられる。

- ・ボッシュ財団 (Robert Bosch Stiftung, GmbH)
- ・ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG)
- ・ドイツ銀行財団 (Deutsche Bank Stiftung, Alfred Herrhausen ‘Hilfe zur Selbsthilfe’)
- ・クルupp財団 (Alfred Krupp von Bohlen und Halbach-Stiftung)
- ・フロインデンベルク財団 (Freudenberg Stiftung GmbH)

こういった団体は、主としてボランティア団体や活動者に対する財政的支援を行なっている。

なお、国の社会活動年や環境活動年と同様に小遣いや社会保険料などの手当がある民間のプログラムとしては、記念物保護活動 (Freiwilligen Jahr in der Denkmal-pflege; FJD)、文化ボランティア活動年 (Freiwillige Soziale Jahr im Kulturellen Bereich; FSJ/KB) などが存在した。これらは2001年の法律の新規制定により、国の社会活動年に統合されたが、活動の推進団体は現在も存続し活動を続けている。

そのほか、法律には組み込まれていないが、民間の促進事業として、海外でのディアコニー年 (Diakonisches Jahr im Ausland; DjiA) がある。これはドイツのプロテスタント教会が実施しているもので、若者 (18~25歳) を対象に、海外10カ国でのボランティア活動を推進するものである。

## 6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤

### (1) 個人の参加を促進するしくみ

#### 1) 連邦政府・州によるもの

##### a) 学童を対象にしたもの

1998年以降、6月18日を「社会奉仕の日」(Sozialen Tag)として、2年に1度の頻度で、基礎学校 (Grundschule) からギムナジウムまでの生徒 (6~19歳) に、社会奉仕活動への参加を呼びかけている。これは、州レベルの活動である。3回目にあたる2002年には、シュレスヴィッヒ・ホル

シュタイン州、ハンブルク市州、ニーダーザクセン州、ベルリン市州において、約 21 万人の生徒が社会奉仕活動に参加し、参加者はその日の授業出席を免除された。生徒は、書庫の整理、飛行機の清掃、レストランなどで手伝いをし、その報酬を旧ユーゴスラビアをはじめとする南東ヨーロッパの国々の青少年育成活動に寄付する。この活動を行うことを学校に申告した生徒は、「別の形で授業を行なう日」(Unterricht in anderer Form)として学校での授業に出席しなくてもよいことが認められた。

2002 年は、事前に 940 校余りが参加を正式に表明しており、生徒達が集めた寄付金は総額 510 万ユーロ(約 6 億 1,200 万円)という「記録的な金額」となった<sup>1</sup>。2006 年には初めて全国規模のものとなり、30 万人の生徒が参加、310 万ユーロを集めた。2006 年からは毎年実施されることとなり、2007 年は 6 月 19 日に実施予定となっている。

「社会奉仕の日」活動を促進・支援する社団「生徒が命を救う」(Schüler helfen Leben e.V.)は、要請があれば学校への出張講演を行い、社会奉仕の日の活動がどのように役立てられるのかななどのレクチャーを行なうほか、チュービンゲン平和教育のための研究所 (Institut für Friedenspädagogik Tübingen) と協同で作成した教材などの提供も行なっている。

2007 年の「社会奉仕の日」と同じ 6 月 19 日に設定されている「仕事の日運動;あなたの一日をアフリカのために」(Aktion Tagwerk; Dein Tag für Afrika)は、生徒達にボランティア活動に参加してもらい、その労働対価として得られた金額をアフリカに寄付しようというものである。この活動の起源はラインラント・ファルツ州であり、2003 年から毎年キャンペーンを実施している。「社会奉仕の日」とは別の社団「仕事の日運動」(Aktion Tagwerk e.V.)が、ユニセフの協力のもと、活動を促進・支援している。

ドイツでは、義務教育分野は基本的に州の管轄であり、一部を除き、連邦政府は関与できない。そのため、こういった児童・生徒を対象とした施策については各州の取り組みに差異が見られ、また、学校教育の中にボランティアや社会参加に関する授業を採り入れているかどうかについても州により異なる。なお、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ベルリン市州の学習指導範囲を見た限りでは、こういった授業は組み込まれていない。「社会奉仕の日」についても、参加するかどうかは州が決めるが、次第に参加が広がり、2006 年は全州にまで拡大している。

---

<sup>1</sup> 文部科学省「諸外国の教育の動き 2002」より。原典 シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州資料「学校は今 (Schule Aktuell)」2002 年 6 月号 / 「社会奉仕の日」(<http://www.sozialertag.de>)

図表 3-3-29 「社会奉仕の日」の変遷

年	参加州	参加生徒数	集めた寄付金総額
1998	・シュレスヴィットヒ・ホルシュタイン州	35,000 人	92 万ユーロ
2000	・シュレスヴィットヒ・ホルシュタイン州 ・ハンブルク市州	100,000 人	215 万ユーロ超
2002	・シュレスヴィットヒ・ホルシュタイン州 ・ハンブルク市州 ・ニーダーザクセン州 ・ベルリン市州	210,000 人	380～510 万ユーロ
2004	・シュレスヴィットヒ・ホルシュタイン州 ・ハンブルク市州 ・ニーダーザクセン州 ・ベルリン市州 ・ブレーメン州	220,000 人	320 万ユーロ
2006	全州(ラインラント・ファルツ州の協力のもと)	390,000 人	310～410 万ユーロ

(注) 参加生徒数、寄付金総額については資料によりまちまちである。

(資料)「社会奉仕の日」ホームページ <http://www.schueler-helfen-leben.de/newsite/home/>

#### b) 若年層を対象にしたもの

兵役拒否者による代替奉仕(Zivildienst)のほか、社会活動年(FSJ)、環境活動年(FÖJ)といったプログラムが国によって実施されている。これらのプログラムでは、小遣い、被服費、宿泊代、食費が支給される。兵役代替奉仕では、これらに加え給与とボーナスが支給される。また、2008年から開発途上国でのボランティア活動についても同様の経済的支援が行われることになる。

兵役代替奉仕は、連邦家族省の中の「兵役代替奉仕庁」(Bundesamt für den Zivildienst; BAZ)が担当している。

社会活動年は国が窓口となるが、環境活動年については、その費用負担の大半が州にあることから、実務のほぼすべてが州に委ねられており、州の地方青年庁(Landes Jugend Amt)が参加者を募集する。なお、社会活動年については各州に相談機関が設置されている。

いずれについても、活動者個人に対する表彰制度はないものの、その活動が個人名とともに、活動案内パンフレットなどに具体的に紹介されている。

#### c) 一般を対象にしたもの

それ以外の年齢層については、とくに経済的支援は行なわれていないものの、国が管轄する相談窓口や支援機関が開設されている。ボランティア活動者や団体については「ボランティア事務所」や「市民活動連邦ネットワーク」、自助グループについては「自助グループコンタクトステー

ション]である。

「ボランティア事務所」(Freiwilligenagenturen)はボランティア活動を行う人や団体に対して各種の相談を行なう。ドイツ全体で 150 ほどあり、それらを束ねる機関として「社団・ボランティア事務所連邦作業チーム」(Bundesarbeitsgemeinschaft der Freiwilligenagenturen e.V. ;略称 bafga)があり、連邦家族省および Robert Bosch 財団からの補助のもとで運営されている。ここでは相談業務のほか、優秀なボランティア団体への表彰も行なっている。賞金は民間の企業や財団が提供している。

「市民活動連邦ネットワーク」(Bundesnetzwerk Bürgerschaftliches Engagement;略称 BBE)は NPO やボランティア活動者、企業、連邦政府、地方自治体などをネットワーク化し、相互に連携することによりボランティア活動を促進していこうとするものである。同団体は 2001 年の国際ボランティア年に際してできた国の審議会によって 2002 年に設立された。

「自助グループコンタクトステーション」(Selbsthilfekontaktstelle)は、全国 280 箇所に設置された、自助グループに関する情報提供窓口である。一般個人が自助グループを探すのを手伝うほか、グループ立ち上げに関する支援を専門スタッフが行なう。

国レベルのプログラムで最近はじめたものとして、モデルプログラム「世代を超えたボランティアサービス」、「ボランティアの専門性向上のためのトレーニング」がある。

モデルプログラム「世代を超えたボランティアサービス」(Generationsübergreifende Freiwilligendienste; Güf)は 2004 年に国の「市民社会の衝撃」審議会(Kommission „Impulse für die Zivilgesellschaft“)が提唱した、あらゆる年齢層を巻き込んだボランティア活動を促進しようとするものである。2005 年から 2008 年の 3 年間のモデルプログラムである。特に、高齢世代の人生経験をボランティアとして活用することが重要視されており、学校、家庭、福祉施設、病院などでボランティアとして活躍してもらおう。このプログラムには総額 1,000 万ユーロ(約 16 億円)の予算が付けられ、すでに 59 のプロジェクトが始まっている。本プログラムは「市民社会の発展のためのセンター」(Zentrum für zivilgesellschaftliche Entwicklung (ZZE))によって評価が行なわれ、報告書にまとめられる予定である。

「ボランティアの専門性向上のためのトレーニング」とは、専門的なプロジェクト活動を行うための無料のトレーニングであり、市民ボランティアの将来の担い手に対して提供される。連邦家族省が補助する上記の「市民活動連邦ネットワーク」とエネルギー会社ドイチェBP(Deutsche BP)による共同プロジェクトである「市民アカデミー」(Civil Academy)によって提供される。ボランティア活動に参加している 18~27 歳の若者は、活動の企画立案から立ち上げ、組織の組成、マネジメントなどについて、専門家によるセミナーを通じたトレーニングを受ける。2005 年にパイロット・プロジェクトとして開始され、その後は継続プロジェクトとなっている。

図表 3-3-30 世代を超えたボランティアサービス プロジェクトの例

プロジェクト名	シニア・オフィス
運営者	シニア・オフィス作業チーム(Bundesarbeitsgemeinschaft Seniorenbüros )および青少年福音ボランティアサービス( evangelischen Freiwilligendiensten für junge Menschen)との協同
概要	地元のシニア・オフィスと地域のFSJ(社会活動年)の運営団体(受入機関)が協同で、若者と高齢者のボランティアサービスを組成し、高齢者や病人、障害者の世話をしている地元の家族の支援を行なう。地域の学校、幼稚園などとも協力する。
対象層	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践経験を積みたいと望む、学期休暇中の学生</li> <li>・進学先が未定のアビトゥール(大学入学資格保持者)</li> <li>・移民の若者</li> <li>・障害のある若者</li> <li>・教育訓練の機会を得たいと望む若者</li> <li>・職業活動から引退し、社会参加をしたりその知識を他者に伝えたいと思っている成人</li> <li>・50歳以上で長期にわたり失業している者</li> </ul>

(資料)連邦家族省ホームページ

## 2) 企業によるもの

Civil Academy は連邦政府と民間企業による共同プロジェクトであり、企業からの支援を受けている。なお、社会活動年(FSJ)や兵役代替奉仕(Zivildienst)などにより社会福祉施設での活動を行った人は、大学卒業後も類似の職場に行くことが多く、介護の人材の獲得に役立っている。環境活動年(FÖJ)や、社会活動年における記念物保護活動などは、関連機関等での保護活動の経験がその後の職場で活用されることが多い。

### (2) NPO 等のボランティア活動の場である団体を支援するしくみ

国の税制優遇措置としては、課税庁によって公益性が認定された免税適格団体<sup>i</sup>については、法人税、受取所得税、付加価値税、相続税の免税措置がなされている。また、免税適格団体のうち、さらに一定の要件を満たした団体へ寄付をした場合、寄付者である個人や企業等は所得控除・損金算入が認められる。このほか、ドイツでは教会税(Kirchensteuer)と称し、ローマカトリック教会、プロテスタント教会、ユダヤ教会といった教会組織に所属する場合、その個人の所得税または賃金税の約 10%が主要な教派に代わって政府により徴収され、宗教団体に配布されるという制度がある。

<sup>i</sup> 公益性が認められるためには、①ドイツ租税通則法(AO; Abgabenordnung)第51条に規定された「団体の人的結合体、財産集団」であること、②団体の目的が定款や寄付行為に明確に記載されており、かつ、実際にその通りに実行されていること、③私利目的がないこと(団体の活動目的が、公益目的、慈善目的、教会目的のいずれかであること)の要件を満たす必要がある。また、非営利性を有している必要があり、これについては、①定款に記載された目的が排他的に行われること、②定款に記載された目的が直接的に行われること、③届出義務が正確に履行され開示されていること、などの基準が租税通則法第55条で規定されている。

### ① 免税適格団体の所得の免税

免税適格団体の本来事業および関連収益事業は免税である。

免税適格団体の受取所得税や相続税は課税されない。付加価値税は本来事業については課税されず、関連収益事業には軽減税率が適用される。

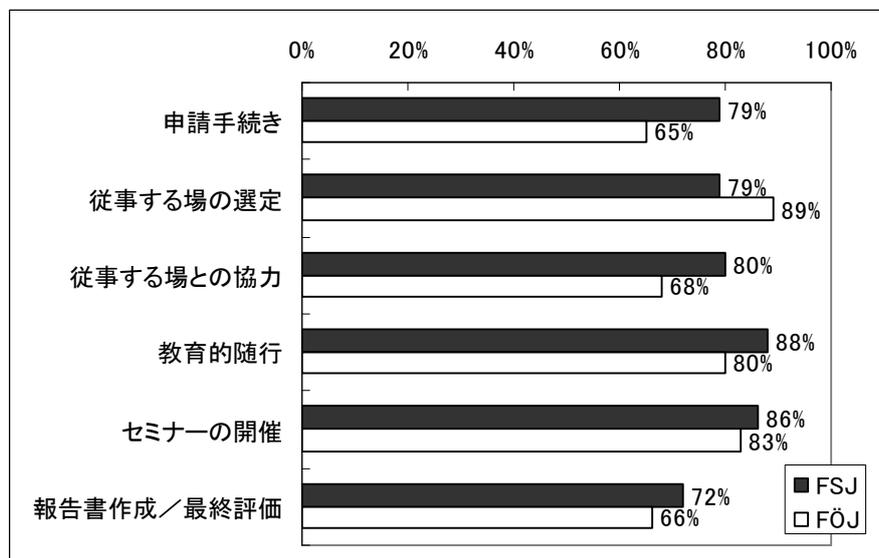
### ② 免税適格団体への寄付金の優遇制度

免税適格団体のうち、さらに一定の要件を満たす団体への寄付については、金銭による寄付および物品による寄付とも、所得控除あるいは損金算入が一定限度額まで認められる。また、寄付先の団体の活動目的によって、所得控除・損金算入の限度額が異なっており、学術、文化、慈善を目的とした団体の場合には、通常は収入の5%の限度額が10%に引き上げられる。

### (3) ボランティア活動の評価

社会活動年・環境活動年については2002年の新法が制定された後の同法遵守状況などを見るために、2003～2005年の活動についての評価報告書が出されている。社会活動年・環境活動年の活動者を受け入れている国内外の団体全数、および活動者については無作為抽出し、聞き取り・アンケート調査を行なったものである。評価は連邦家族省の監督のもと、社会調査・社会経済研究所 (Instituts für Sozialforschung und Gesellschaftspolitik; ISG) が実施した。この調査では、各受け入れ団体や活動者の実態のほか、品質管理の方法、セミナーの実施方法など、もっぱら実施・運営状況を尋ねたものとなっている。

図表 3-3-31 受け入れ団体は品質基準をどの程度までもっているか

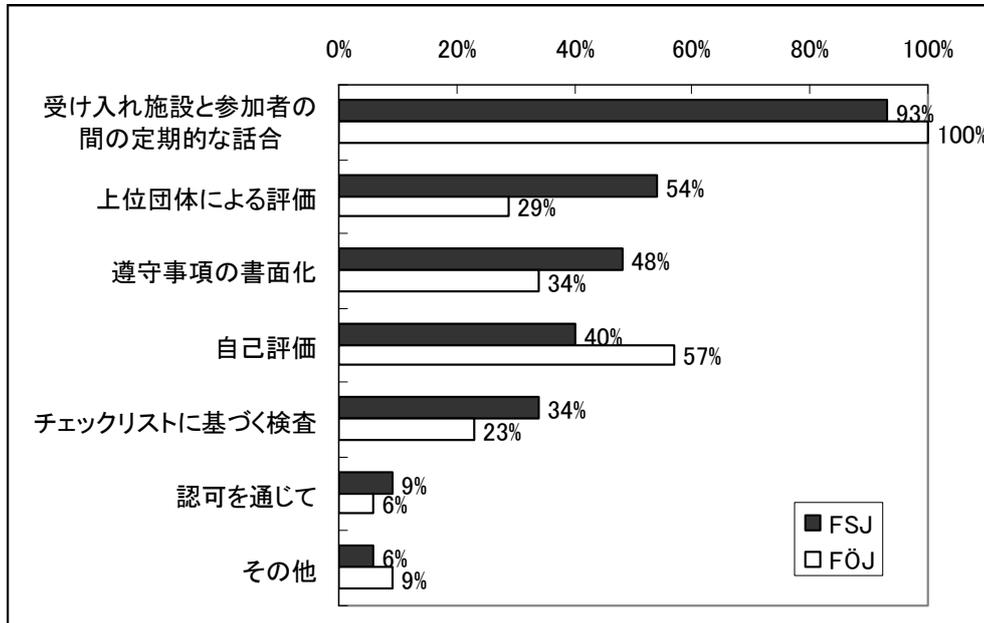


(注) N (回答した受け入れ団体数) は FSJ=148、FÖJ=37

(資料) 連邦家族省 *Freiwilligendienste und Interkulturalität, Dokumentation, 2005*

<sup>i</sup> 本来事業との関連性は、収益事業が定款に規定する本来事業に該当すること、その収益事業が本来事業の遂行に不可欠であること、同様の事業を行う他の営利企業との公正な競争を阻害しないことなどの観点から判断される。

図表 3-3-32 受け入れ団体は品質基準の遵守をどのようにして保証しているか



(注) N (回答した受け入れ団体数) は FSJ=141、FÖJ=35

(資料)連邦家族省 *Freiwilligendienste und Interkulturalität, Dokumentation, 2005*

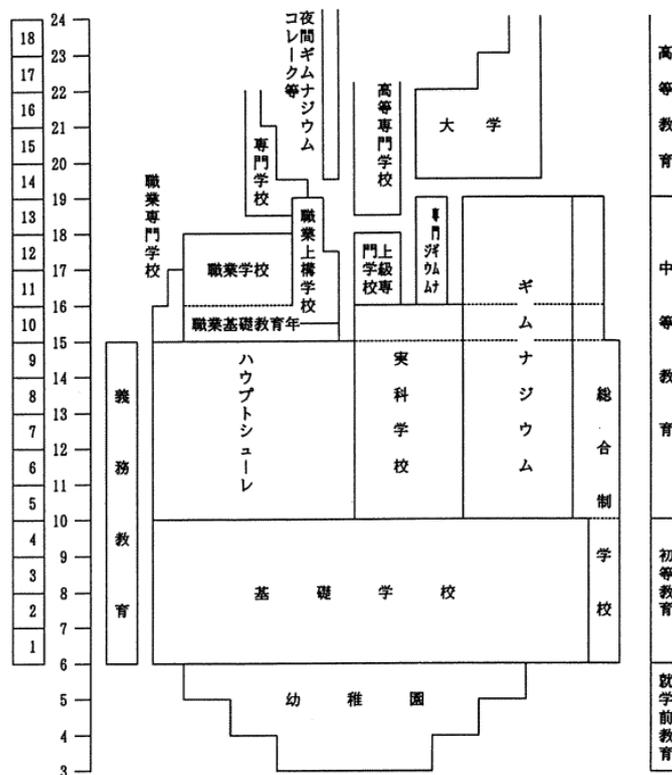
## 参考 学校制度の概要

ドイツでは4年制の小学校が終わる10歳時点で進路が決まり、大学進学する場合は9年制のギムナジウムへ進学、そうでない場合は5年制の中学校で義務教育を受ける。学業を続けたいが大学へ行くほどではない場合は、専門技術も併せて学べる6年制の中等実科学校へ進学する。これらの進路は基本的には小学校での成績で決まる。

大学に行くには4年+9年で合計13年の教育を受けることになり、日本より1年長い。ギムナジウムでは毎年5~10%の落第が出るため、落第を経験せず9年で卒業できる人は全体の半分近くまで減る。ギムナジウム卒業後は、大学に行ける資格である「アビトゥーア」という国家試験を受けなければならない。これは一度合格すれば一生使える資格(ただし、2回までしか受けることができない)である。このため、多くの学生が入学前に職業訓練を受けたり、社会活動年等のボランティア活動を行っている。大学は日本とは異なり、どこの大学のどの学部に行ってもよい。また、途中で学部や大学を変えてもかまわない。ただし最近では人気のある学部は定員制になっていて、アビトゥーアの成績が入学基準になっている例もある。

なお、小学校・ギムナジウムを一貫教育としたシュタイナー学校、総合学校があり、これらも卒業すればアビトゥーアの受験資格を取得できる。

図表 3-3-33 ドイツの学校教育制度  
ドイツの学校教育



(注) 学校制度は州によって若干の違いがある。違いについては本文を参照。

(資料) 文部省「諸外国の学校教育」